

町田市民間提案制度 ガイドライン

このガイドラインは、事業者の皆様が町田市に対しご提案いただくために、必要な情報をまとめたものです。制度の概要や、提案から事業実施までの手続きなどについてご確認ください。

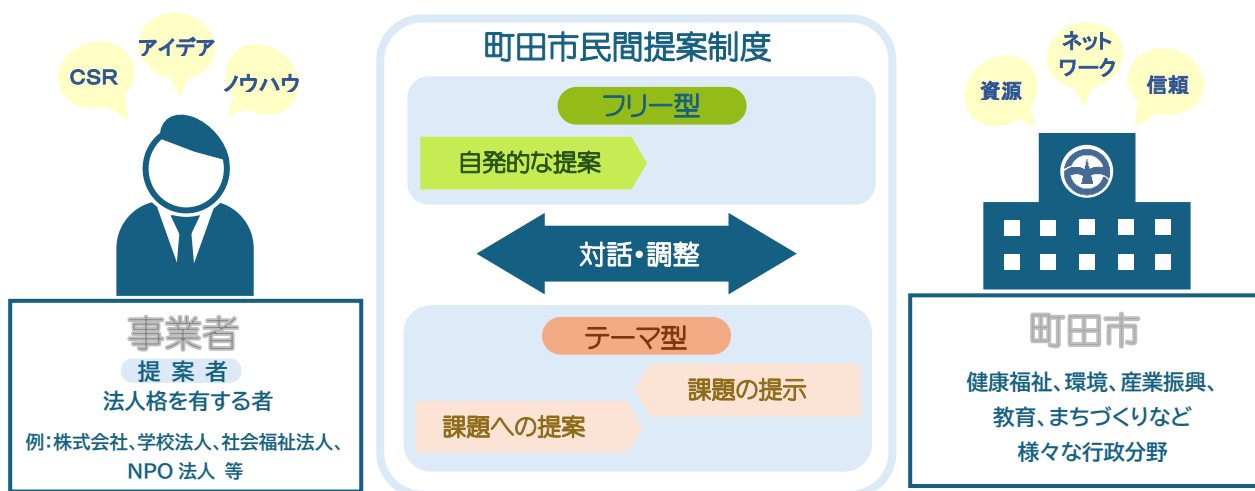


町 田 市
2024 年 10 月

町田市の民間提案制度って…？

制度概要

町田市民間提案制度は、事業者の皆様の「地域のためにやりたい」という想いの実現に向けて、町田市に対して、社会課題の解決や市民サービスの向上等に繋がる提案をすることができる制度です。いただいたご提案は、提案者と市との間で対話を重ねながら、市との連携・協力等による実現を目指します。



提案募集形式

フリー型

事業者の皆様が市と連携・協力等をしてやりたい事業について、自由に提案する形式

市の提示する課題(テーマ)に対して、事業者の皆様がやりたい事業を提案する形式

テーマ型

提案から事業実施までの流れ

事前相談 ・ 提案

まずは公民連携窓口
または各テーマ所管部署
へご相談ください。

対 話

市と提案者との間で対話を
重ねながら、提案の実現を
目指します。

事業実施

提案者※と市で事業実施します。

※ 事業内容によっては、公募で事業実施者を
選定します。

公民連携窓口 Co・Labo まちだ

民間提案制度による提案や、提案に向けた事前相談を受け付け、提案実現に向けた調整等を行います。町田市と連携・協力をして実施したいことなどがございましたら、電子メールまたは電話にて公民連携窓口「Co-Labo まちだ」までお気軽にご連絡ください。

〒 194-8520 東京都町田市森野 2-2-22 町田市役所 市庁舎 4 階

☎ 042-724-2103

✉ Co-Labo@city.machida.tokyo.jp



事業者 にとっての メリット

企業価値の向上

社会課題の解決等に資する取組は、SDGsの「11 住み続けられるまちづくりを」をはじめとした17の目標にも通じるため、企業価値の向上につながります。また、市の広報やホームページ等で、市と連携・協力等をして実施する事業を周知することで、知名度の向上が期待できます。



市の持つ様々な資源の活用

本市と連携・協力等をして事業を実施することで、市の持つ有形・無形の様々な資源を活用できるきっかけとなります。

(市の持つ資源の例)

公共施設などの行政財産、未利用の市有地、広報・情報発信媒体、行政としての信頼性、地域のネットワーク・調整力、社会課題等に関する情報、許認可手続き等のノウハウ 等



新たなビジネスモデルの展開

本市と連携し、市の持つ様々な資源を活用することで、これまで事業者単独では成し得なかった新たなビジネスモデルの展開や、既存のビジネスモデルの拡充につながります。

また、民間事業者等のノウハウやアイデアを活かした効率的・効果的な公共サービスの提供等につながる提案によって、公共調達の受注機会の獲得も期待できます。

町田市 が提案に 期待する効果

市の社会課題等に対する事業者の視点によるノウハウやアイデアを活かした提案の実現によって、以下の3点の効果を期待しています。

社会課題の解決や市民の生活の質の向上に寄与すること

民間事業者等と市との連携等による行政サービス等の向上、公益性の高い民間事業の実施による住民福祉の増進等が期待できること。

市の財政負担軽減につながる事

行政サービス等の委託化や、民間事業者等の自主事業化、公的不動産の貸付等により財政負担の縮減が期待できること。

市の歳入確保につながる事

低・未利用市有財産の利活用や広告事業、ネーミングライツ等により、貸付料や利用料、売却益等の歳入確保が期待できること。

※ フリー型の提案事業の事業費については、原則として市の新たな財政負担が生じない方法での捻出をご検討ください。

制度の詳細は、次ページ以降をご参照ください。

目次

1	はじめに	p.5
2	町田市民間提案制度とは	p.6
3	提案から事業実施までの手続き	p.11
4	様式	p.14
5	参考資料	p.20

（１）民間提案制度の創設の背景

町田市の人口は、今後、減少局面に移行していくとともに、団塊ジュニア世代が高齢者となる2045年頃に高齢者人口がピークを迎えることが見込まれています。高齢者人口の増加は、医療・介護給付、生活支援などのニーズを高める一方で、人口減少は、日常生活や事業のために必要な担い手を確保することが難しくなるなど、公共サービスの需要と供給の両面において大きな変化をもたらします。

一方、AIやIoT、ロボットなどテクノロジーの進化は目覚ましいものがあります。テクノロジーを駆使して様々な工夫を凝らし、これまでの公共サービスのあり方を見直すなど、新しい発展の基礎を築くことができれば、市民の生活を快適で利便性の高いものとしていくことが可能となります。

行政経営においても、このようなテクノロジーの取り込みを強力に推進し、市民に上質なサービスを提供していくことが求められています。

また、市民のライフスタイルや価値観は、今後も複雑化・多様化していくことが予想されます。あらゆる公共サービスを行政だけで提供していくのではなく市民、地域団体、事業者など、まちづくりに関わる様々な主体との連携を深め、これまでにない多様なサービスを生み出すことができれば、市民一人ひとりのニーズに適したきめ細やかなサービスを提供していくことが可能となります。

加えて、近年、民間事業者の社会的責任として取り組む従来の社会貢献活動である、いわゆるCSR（Corporate Social Responsibility）だけでなく、人口減少や高齢化といった社会の共通課題に対して、民間事業者の本業を通じて解決に取り組むCSV（Creating Shared Value）、いわゆる「共通価値の創造」が広がっています。このような民間事業者の取組について、民間事業者と行政とが連携をより強化することで、「市民よし、民間事業者よし、行政よし」のいわゆる「三方よし」の効果的なCSV経営につなげることが期待されます。

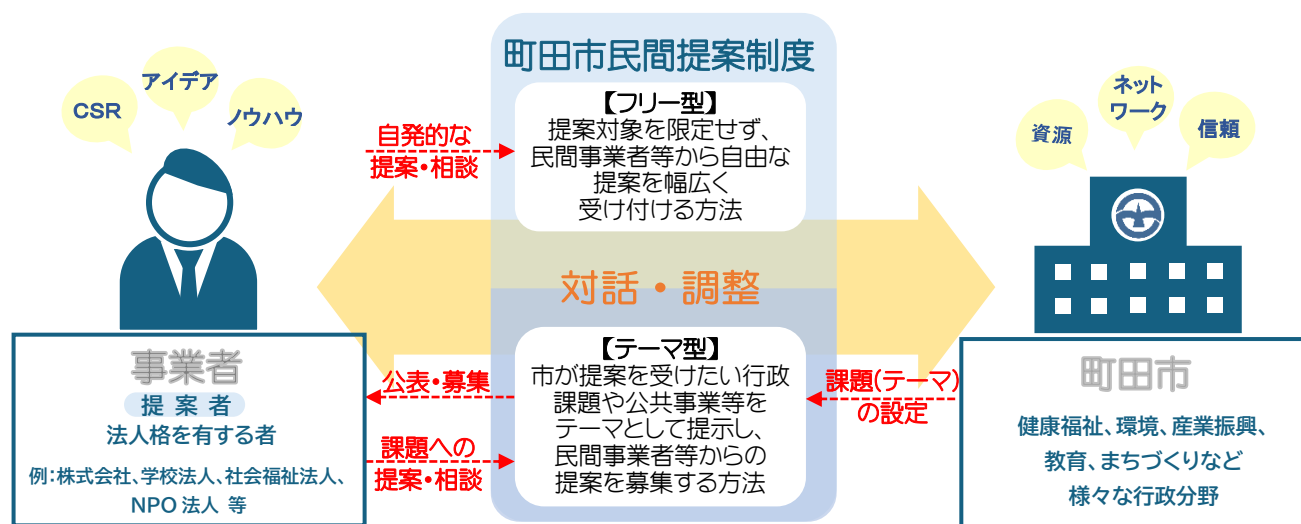
このような背景から、これまで以上にまちづくりに関わる多様な主体が連携し合う仕組みを作り、人や企業の多彩な知恵と行動を結集して社会課題に対応していくことが重要だと考えます。

（２）民間提案制度の創設の目的

町田市民間提案制度は、これまでの行政主導の連携から一歩前進し、事業者のより主体的な参画や発意を求め、市と事業者が双方向の対話を通じて、それぞれの知的・物的資源等を最適な形で組み合わせることで、優れた公共サービスの効率的かつ持続的な提供や、地域の活性化、社会課題の解決等を図ることを目的とするものです。

（１）民間提案制度の概要

本制度では、社会課題の解決や財政負担軽減、歳入確保等のため、民間事業者等から自由な発想による創意工夫やノウハウ等を活かした提案を幅広く募集し、提案者との対話を重ねながら事業化を目指します。



（２）提案募集形式

本制度では、２種類の提案募集形式があります。

１種類目は、対象を限定せず、市の保有する資産を利活用して実施したいことや、市と連携・協力等をして実施したいことについて、民間事業者等から幅広く提案を受け付ける「フリー型民間提案制度（以下、「フリー型」という。）」です。

２種類目は、市が提案を受けたい行政課題や公共事業等について、あらかじめ課題（テーマ）として設定し、民間事業者等からの提案を募る「テーマ型民間提案制度（以下、「テーマ型」という。）」です。

種類	概要
フリー型	提案対象を限定せず、民間事業者等から自由な提案を受け付ける方法
テーマ型	市が提案を受けたい行政課題等をテーマとして設定し、それに対し民間事業者等から提案を募る方法

(3) 提案の対象

本制度では、市が保有する有形・無形の資産を利活用して提案者（民間事業者等）自らが実施したいことや、市と提案者（民間事業者等）が連携・協力等をして実施したいことについて、幅広く提案を募集します。ただし、以下に該当する提案については、提案の対象外とします。

■提案の対象外となるもの

1. 法令等に違反する提案
2. 政治的・宗教的な関与がある提案
3. 公序良俗に反する提案
4. 単なる業務委託や物品購入等にとどまるもの
5. 町田市の諸規定（ガイドライン等）に適合しないもの
6. その他市が提案事業に期待する効果に該当しない提案

■対象事業の例

提案対象		事業例
ハード(公的不動産に関連する)事業	公的不動産の整備に関連する事業	公共施設等の新設・更新等に関する事業
	公的不動産の維持管理・運営に関連する事業	公共施設等の維持管理の民間委託や運営の民営化(PFI 事業、指定管理者制度等)に関する事業
	遊休資産の利活用に関連する事業	公共施設跡地や低未利用な市有地等の利活用に関連する事業
ソフト事業		システム構築やイベント実施等の、特定の公的不動産によらない事業 ※生成 AI を利用する場合は、町田市ジェネレーティブ AI 利活用ガイドライン内「AI を導入する際の技術的ルール」に適合する事業
広告事業		ネーミングライツ等の企業広告を目的とするが、財政収入等が見込める事業

(4) 市が提案に期待する効果等

民間事業者等からの提案に対して市が期待する効果は、以下のとおりです。

① 社会課題の解決や市民の生活の質の向上に寄与すること

民間事業者等と市との連携等による行政サービス等の向上、公益性が高い民間事業の実施による住民福祉の増進等が期待できること。

② 市の財政負担軽減につながること

市が行う行政サービス等の民間事業者等への委託化や、民間事業者等の自主事業化等により財政負担の縮減が期待できること。

また、公的不動産の民間事業者等への貸付等を行うことで、市の維持管理費の削減等が期待できること。

③ 市の歳入確保につながること

低・未利用の市有地や公共施設等を民間事業者等が利活用することで、貸付料や利用料、売却益等による市の歳入確保が期待できること。

また、広告事業やネーミングライツの設定等により市の歳入確保が期待できること。

(5) 市の財政支出

テーマ型においては、市の財政支出の可否について、テーマごとに個別に設定するものとします。

フリー型においては、原則、市の新たな財政負担が生じる提案を認めません。ただし、以下に該当する場合、新たな財政負担が生じる提案を認めることがあります。

① 社会課題を解決できるものとして、政策的な重要度が高い提案

市が策定している構想や計画等を踏まえた提案であり、かつ市が抱える社会課題を解決できるものとして政策的な重要度が高いと判断される提案であること。

② 市の総合的な財政負担が縮減され、かつ市民サービスの向上につながる提案

市の新たな財政支出が想定されるものの、提案事業の実施により市の既存事業に係る財政負担が縮減され、市の総合的な財政負担の縮減が見込まれる提案であること。

ただし、既存事業と比較して、市民サービスの質が維持・向上すると見込まれる提案に限ります。

(6) 提案者の資格を有する者

提案者の要件は、以下のとおりです。

民間事業者等には、事前相談の申込時に「町田市民間提案制度誓約書（様式第 2 号）」をご提出いただき、提案者の要件を満たすことを確認させていただきます。

■ 提案者の要件

- 1 提案者は、法人格を有する事業者であること。
- 2 提案者は、下記の参加資格要件を満たしていること。
 - (1) 提案内容の実施主体となる意思があること。
 - (2) 事業に必要な免許又は資格等を備えていること。
 - (3) 応募時点で、次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に規定する者
 - ② 会社更生法に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（ただし、更生計画認可決定又は再生計画認可決定がなされている場合はこの限りでない）
 - ③ 町田市入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格者の資格停止の処分を受け、資格停止期間中の者
 - ④ 市税を滞納している者
 - ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に定められた暴力団又は暴力団と密接な関係にある団体等
 - (4) 提案内容の審査にあたり、市が設置する審査委員会において、市からの要請に応じ提案内容に関するプレゼンテーションを行い、提案内容の説明や質疑応答ができること。
 - (5) 採用された場合、市と協議のうえ必要な協力・調整ができること。
 - (6) 採用された事業に関して、本市 HP 等への掲載・情報発信や、取材依頼等に必要な協力・調整ができること。

(7) 提案募集への参加にあたっての留意事項

本制度に基づく提案募集への参加にあたっての留意事項は、以下のとおりです。

民間事業者等には、事前相談の申込時に「町田市民間提案制度誓約書（様式第2号）」をご提出いただき、下記の留意事項についてあらかじめご了承くださいたことを確認させていただきます。

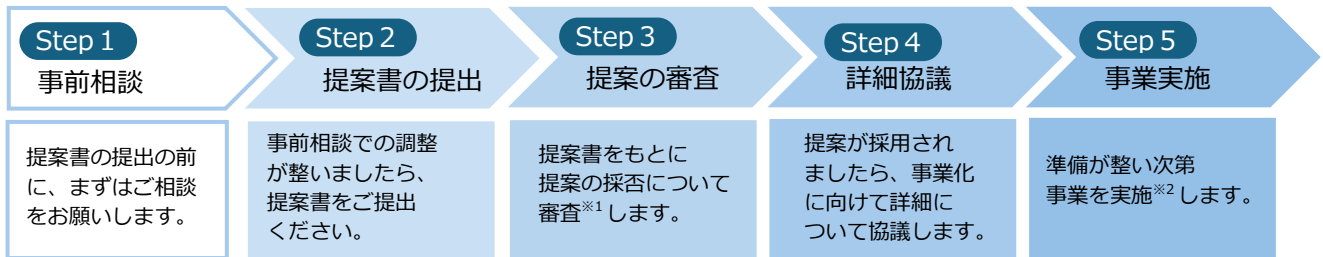
■ 提案募集への参加にあたっての留意事項

- 1 提案者の資格を有しないことが判明した場合や、提案内容が前述の「提案の対象外となるもの」に該当することが判明した場合、その他の諸事情により、提案者との対話・調整を行わないことがあります。
- 2 ご提案に関する市との対話・調整には時間を要することがあります。
- 3 ご提案内容や対話・調整の結果によっては、提案内容を実現できないことがあります。
- 4 ご提案は、ご提案者から本市への契約の申し込みとして扱うものではありません。また、対話・調整の開始がご提案についての契約の合意となるものではなく、本市がご提案への対応やその実現に対し法的義務を負うものではありません。
- 5 ご提案の選定結果にかかわらず、本市はご提案及び対話・調整にかかる一切のコスト（企画や打合せ等にかかる人件費・交通費・調整費・資料作成費等一切の費用、生じた損害等）の補償や賠償をいたしません。
- 6 対話・調整の結果又は法令及び本市の契約上のルール等により、改めてご提案に関して公募等の手続きが必要になる場合がありますが、その際に、本市がご提案者から得た情報の全部又は一部を利用し、公募等のための仕様を作成させていただくことがあります。ただし、ご提案者独自の権利やノウハウ等、公表によりご提案者に不都合が生じる情報について、ご提案者から利用を希望しない旨を本市に明示されたものにつきましては、その利用につき協議・配慮をさせていただきますので、公募等の際には、事前に別途協議をさせていただきます。
- 7 ご提案後の対話及び提案実現後の実施により、一般には公開されていない秘密情報が生じた場合や個人情報の取り扱いがある場合は、関係法令及び社会通念に基づき、厳密かつ適切に取り扱ってください。なお、ご提案者において生じた、秘密情報や個人情報の取り扱いに関するトラブルについては、本市に故意または重大な過失がある場合を除き、本市は一切の責任を負いません。
- 8 ご提案（内容及び企画書等の資料等）は実現に向けた調整を行うに当たって、必要な範囲で、本市の各関連部署及び調整に必要な諸機関に情報の公開・提供を行うことがあります。情報の公開・提供を望まない内容等がある場合は、速やかに本市担当者までお伝えください。

(1) 提案から事業実施までの流れ

本制度に基づく、提案から事業実施までの主な流れは下表のとおりです。

■ 提案から事業実施までの主な流れ



※1 提案の審査は、原則として5月、8月、11月、2月に開催する町田市民間提案制度審査委員会において行います。そのため、提案書の提出から審査結果の通知までにかかる期間は、提案書の提出時期によって異なります。詳細は、公民連携窓口までお問合せください。

※2 提案事業の実施者は、事業内容によっては、公募にて選定します。提案書の提出から事業実施までにかかる期間は、市における予算措置の要否や、事業実施者の公募による選定の要否などによって異なります。詳細は、公民連携窓口までお問合せください。

(2) 事前相談 Step 1

提案を希望される事業者様は、まずは提案書の提出前のアイデア段階から、お気軽に事前相談をお申込みください。

事前相談は、「町田市民間提案制度事前相談申込書（様式第1号）」及び「町田市民間提案制度誓約書（様式第2号）」の提出によってお申し込みいただきます。

事前相談のお申し込み方法は以下のとおりです。

■ 事前相談のお申し込み方法

提案募集形式	申込先	申込方法
フリー型	公民連携窓口 Co-Labo まちだ	電話 ^{※1} または電子メール ^{※2}
テーマ型	各テーマの所管部署 ^{※3}	電話 ^{※1} または電子メール

※1 電話にてお申し込みされる場合、「町田市民間提案制度事前相談申込書（様式第1号）」及び「町田市民間提案制度誓約書（様式第2号）」は、事前相談の当日までにご提出ください（当日ご持参いただいても差し支えありません。）。

※2 電話または電子メールでの事前お申し込みを推奨しておりますが、公民連携窓口（町田市役所 市庁舎4階）まで直接お越しいただいても差し支えありません。

※3 各テーマの所管部署の情報は、テーマ型民間提案制度募集シートをご参照ください。

(3) 提案書の提出 Step2

公民連携窓口やご相談の内容に関する市関連部署と対話を重ね、ご提案に向けた調整が整いましたら、提案書をご提出ください。ご提出いただく提案書類は、以下のとおりです。

■ 提案書類

提案書類	備 考
町田市民間提案制度提案書 (様式第3号)	・テーマ型については、それぞれのテーマに併せた独自項目を追加する場合があります。 ・指定様式のほかに、企画書等の資料を添付することも可とします。
町田市民間提案制度提案者 名簿(様式第4号)	・提案者が複数の法人のグループから構成される場合のみ提出が必要となります。
提案者の概要がわかる資料	・法人情報をまとめたパンフレット等(任意様式)。
その他	・上記のほか提案審査に必要な書類の提出を求める場合がございます。

(4) 提案の審査 Step3

ご提出いただきました提案書類をもとに審査し、採否を決定します。

提案審査における評価の視点は下表のとおりです。

審査結果は、提案者に対して、書面により通知します。

提案審査の結果、提案者との詳細協議の実施を決定した提案については、書面による結果の通知後、詳細協議へと進みます。

■ 提案審査における評価の視点

法令適合性、行政責任確保	提案の実現にあたり、法令上の支障はないか。また、提案内容は、公共の利益に適合するものか。
実現性、採算性、安定性	事業手法や、事業工程、事業収支計画は十分実現可能なものか。また、提案者が事業実施者となった場合、事業を継続的、安定的に担うために必要な業務体制を構築できており、事業を実現できる能力や実績を有しているか。
公益性	市の現状、課題を適切に把握し、社会課題の解決や市民の生活の質の向上に寄与するか。
地域性	地域雇用、地域経済等の活性化を図る工夫があり、地域ニーズに応じた事業展開が期待できるか。
将来性、発展性	中・長期的観点から、将来性が見込める提案であるか。また、提案事業が、関連事業と連携してより効果的な事業展開に発展することや、全庁的に類似事業に波及効果が生じることが期待できるか。
財政効率性	業務効率の向上や効果的な事業手法により、市の財政負担の縮減や歳入確保につながるか。
専門性	優れた技術、ライセンス、ノウハウ、資源、ネットワーク等を活かした提案内容であるか。
独自性	提案内容が、既存の取組ではなく、独自の発想や工夫に基づく付加価値が認められるか。

競争性、公平性、透明性	事業者の選定方法に競争性、公平性、透明性が確保されているか。また、事業の実施により、市場の競争性が損なわれることがないか。
その他	上記のほか提案事業の内容に応じた評価の視点。

- ※ 提案内容の審査にあたり、町田市民間提案制度審査委員会において、提案者からのプレゼンテーションを要請する場合がございます。
- ※ 提案の審査は、原則として5月、8月、11月、2月に開催する町田市民間提案制度審査委員会において行います。そのため、提案書の提出から審査結果の通知までに掛かる期間は、提案書の提出時期によって異なります。詳細は、公民連携窓口までお問合せください。

提案審査の結果公表

提案審査の結果は、原則として次の事項を町田市のホームページにて公表します。
公表を望まない場合は、あらかじめご相談ください。

提案募集形式	審査結果	事業名称	提案者名	提案事業概要
テーマ型	採用	●	●	●
	不採用	●	-	-
フリー型	採用	●	●	●
	不採用	-	--	--

(5) 詳細協議

Step 4

提案審査において、採用となった場合には、事業化に向けて、市と提案者の間で、さらに対話・調整を行い、詳細について協議します。

- ※ 提案審査の結果、採用となっても、詳細協議の過程において、協議不調となり事業化に至らない場合があります。

(4) 事業実施

Step 5

事業化に向けた詳細協議が整い、予算措置等の必要な準備が完了し次第、提案事業を実施します。

本制度に基づき採用した提案に関する実施事業者は、地方自治法、町田市契約事務規則その他関連法令に基づき、原則として公募により選定します。ただし、提案事業の性質等によっては、公募によらず提案者を実施事業者とする場合があります。また、公募にて実施事業者を選定する場合においても、提案者へのインセンティブとして、公募型プロポーザル方式または総合評価入札方式における総合評価に加点をする場合があります。

詳細は、公民連携窓口までお問い合わせください。

4

様式

町田市民間提案制度事前相談申込書

テ ー マ 名	
---------	--

※ フリー型民間提案制度に関する事前相談の場合は、入力不用です。

相談タイトル				
法 人 名				
法人所在地				
連絡担当者	氏名		所属部署	
	E-mail			
	Tel			
	URL	法人の web ページがある場合、その URL をご記入ください。		
実施期間内で、対話の希望日を記入し、時間帯をチェックしてください。（3 か所記入してください。）				
月 日（ ）	☐ 午前	☐ 午後	☐ どちらでもよい	☐ リモート会議希望
月 日（ ）	☐ 午前	☐ 午後	☐ どちらでもよい	☐ リモート会議希望
月 日（ ）	☐ 午前	☐ 午後	☐ どちらでもよい	☐ リモート会議希望
※ 町田市役所市庁舎窓口へ直接ご持参される場合は、入力不用です。				
対話参加予定者氏名	所属法人名・部署・役職			
相談の内容をできるだけ具体的に記載してください（別紙で企画書等を添付していただいても結構です）。 ※記載にあたっては、本ガイドライン P8 「(4) 市が提案に期待する効果等」、P12～P13 「(4) 提案の審査」の「■提案審査における評価の視点」を必ずご参照ください。）				

年 月 日

町田市民間提案制度誓約書

町田市長 殿

提 案 者 住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

⑩

町田市民間提案制度における提案募集に参加するにあたり、町田市民間提案制度ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）に基づき、下記の事項について誓約します。

記

- 1 提案募集の参加にあたり、ガイドラインの記載内容の全てについて承諾します。
- 2 当事業者は、ガイドラインに掲げる提案者の要件を全て満たすことを誓約します。
- 3 提案募集に関する提出書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。
- 4 誓約内容に相違があった場合は、本提案に係る参加資格を取り消されることについて異議を申し立てません。

以上

【担当者】

所属・職名 :

氏名 :

電話番号 :

メールアドレス :

町田市民間提案制度提案書

町田市長 殿

所 在 地
名 称
代表者氏名
電 話 番 号

提案者

印

1 テーマ名称 ※テーマ型民間提案制度の場合		
2 提案名称		
3 提案概要	(1)目的	
	(2)提案内容	
	(3)提案内容の専門性・ 独自性	
	(4)効果	
4 事業計画	(1)事業スキーム	
	(2)事業 スケジュール	
	(3)実施体制	
	(4)事業収支計画	
	(5)市との役割・ リスク分担	

5 その他	(1)経験・実績 ・資格	
	(2)提案の実施に関する課題・市への要望等	

(留意事項)

- 1 記載しきれない場合は、別紙を添付してください。この場合において、提案書の各項目と別紙の関係が分かるよう工夫してください。
- 2 記載項目は、必要に応じて追加してください。記載項目について、記載すべき内容がない場合は「なし」と記載し、記載項目を削除しないでください。
- 3 作成にあたっては、本ガイドライン P8「(4) 市が提案に期待する効果等」、P12～P13「(4) 提案の審査」の「■提案審査における評価の視点」をご参照ください。

町田市民間提案制度提案者名簿

提案グループ名	
---------	--

■提案者その1 (提案代表者)

商号又は名称		
所在地		
代表者名		
提案内容における役割		
担当者	所属・職名	
	氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	

■提案者その2

商号又は名称		
所在地		
代表者名		
提案内容における役割		
担当者	所属・職名	
	氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	

(留意事項)

- 1 提案者が複数の法人のグループから構成される場合のみ、ご提出をお願いします。。
- 2 記載する表が不足する場合は、適宜、追加してください。

町田市民間提案制度審査委員会設置要綱

第1 設置

町田市民間提案制度（以下「民間提案制度」という。）の活用に係る必要な事項を検討し、その円滑かつ適正な運用を図るため、町田市民間提案制度審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2 定義

この要綱において、民間提案制度とは、民間事業者等（事業活動又は公共的活動を行う法人格を有する団体であって、国及び地方公共団体以外のものをいう。）から地域課題の解決、財政負担の軽減及び歳入の確保等に資する事業の提案を募集する制度をいう。

第3 役割

委員会は、民間提案制度に関し、次に掲げる事項について検討する。

- （1）提案の募集に関すること。
- （2）提案された事業の評価に関すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第4 組織

- 1 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員長は政策経営部担当副市長、副委員長は政策経営部長をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。
 - （1）政策経営部経営改革室長
 - （2）総務部長
 - （3）財務部長
 - （4）政策経営部企画政策課長
 - （5）政策経営部経営改革室課長
 - （6）総務部総務課長
 - （7）総務部法制課担当課長（法務担当）
 - （8）財務部財政課長
 - （9）財務部契約課長

第5 委員長等

- 1 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

第6 会議

- 1 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

第7 庶務

委員会の庶務は、政策経営部企画政策課において処理する。

第8 委任

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、2024年5月1日から施行する。